

# 介護保険低所得者利用負担対策事業

## 1 趣 旨

介護保険の導入に伴う負担の激変緩和の観点等から、低所得者の利用者負担について特別の措置を講じ、介護保険制度の円滑な導入に資する。

## 2 事業の概要

### (1) 障がい者施策におけるホームヘルプサービス利用者の支援措置

障がい者施策等によりホームヘルプサービスを利用していた低所得の障がい者で、介護保険によるホームヘルプサービスを利用する場合、利用者負担の助成を行う。

- ・実 施 主 体：市町村（広域連合、一部事務組合を含む）
- ・助 成 対 象 者：障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定額負担率が0円となっている者で、65歳到達以前1年間に障がい者ホームヘルプサービスを利用していた者等
- ・利用者負担割合：0%（全額免除）
- ・公費負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4

### (2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の軽減

介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、低所得者で生計が困難である者に対して利用者負担を軽減した場合に、その軽減額の1/2を限度として公費助成を行う。

- ・対 象 費 用：法に基づく①訪問介護、②通所介護、③短期入所生活介護、④夜間対応型訪問看護、⑤認知症対応型通所介護、⑥小規模多機能型居宅介護、⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、⑧介護福祉施設サービス、⑨介護予防訪問介護、⑩介護予防通所介護、⑪介護予防短期入所生活介護、⑫介護予防認知症対応型通所介護、⑬介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに⑭食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額（※補足給付対象費用であって基準費用額を上回る場合はその額）
- ・対 象 者：市町村民税世帯非課税者のうち、以下の要件を全て満たす者（生保受給者、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者は対象外。）
  - ①単身世帯年収150万円以下（世帯員1名増えるごとに50万円加算）
  - ②預貯金等の額が350万円以下（世帯員1名増えるごとに100万円加算）
  - ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
  - ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
  - ⑤介護保険料を滞納していないこと
- ・軽 減 の 程 度：上記対象経費のうち①～⑬は、利用者負担の28%（老齢福祉年金受給者は53%）※平成21年4月1日～平成23年3月31日の経過措置  
上記対象経費のうち⑭は、利用者負担の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）
- ・公 費 助 成：助成主体 市町村（広域連合、一部組合を含む）  
助 成 額 法人軽減額の1/2を限度として公費助成  
負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4

(3) 中山間地域等における加算に係る利用者負担軽減措置

中山間地域等に所在する小規模の事業所においては、訪問系の介護サービスについて、10%相当の加算が行われることから、利用者負担についても10%相当分増額されることになる。このため、中山間地域等に所在する小規模事業所以外の利用者との負担均衡を図る観点から、利用者負担の一部を減額することにより、中山間地域等における介護保険サービスの利用促進を図る。

・実施主体

市町村（広域連合、一部事務組合を含む）

・対象市町村

平成21年3月厚生労働大臣告示第83号（厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域）に定める中山間地域等の地域が存在する市町村

・対象費用

社会福祉法人等が提供する訪問介護、介護予防訪問介護に係る利用者負担額  
（事業所が中山間地域等にあり、かつ小規模の事業所に限る。）

・対象者

市町村民税本人非課税の者（生保受給者を除く）であり、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業及び社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業の適用を受けていない者

・軽減の程度

利用者負担額の1割（10%の利用者負担を9%とする）

・助成の程度

社会福祉法人等が利用者負担を軽減した額の1/2について助成  
公費負担割合： 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

**3 平成22年度予算額**

13,420千円

**（担当課 高齢者福祉課）**